

稲沢市児童発達支援センターひまわり（仮称）

整備に向けた基本計画（案）

1 はじめに

稲沢市では、稲沢市立ひまわり園において、親子通園や単独通園による療育を実施する児童発達支援に加え、保育所等訪問支援、障害児相談支援の実施など、児童発達支援センターに準じた支援を行っています。

児童発達支援センターについては、『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）』（令和二年一部改正）の中で、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、「令和5年度までに各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする」と示されています。

一方で、ひまわり園については、平成25年3月に提出された『これからの公共施設のあり方に関する報告書』で、「利用者の増加により施設が手狭であり、廃止後の奥田保育園に移転する、その際、現行の母子通園に加え、単独通園の機能を付加し、児童発達支援センターとして設置する」とされています。その後、平成25年6月に作成された『公共施設再編に関する考え方』で、「利用者の増加により施設が手狭になっていることから別の場所に移転する方向で検討する」という方針が出されています。

そこで、市としては、令和5年度で閉園が予定されている奥田保育園を改修し、現在のひまわり園を移転させ児童発達支援センターとして設置することとし、子どもの発達に関する支援の充実とともに、児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の構築を目指します。

2 児童発達支援センターに関する稲沢市の基本計画

市では、稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）（平成30年度～令和9年度）を最上位計画とし、市民が、将来もずっと暮らし続けるまちづくりを目指しています。

第6期稲沢市障害福祉計画・第2期稲沢市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）では、児童発達支援センターの整備について検討し、設置に向け準備をすることとしています。また、第2期稲沢市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）では、障がいの早期発見、早期療育の推進に向けて、相談体制を充実させ、必要に応じて適切な支援するよう取り組むことを目指しています。

児童発達支援センターは、児童発達支援などの通所利用障がい児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、専門的な機能を持ち地域の障がい児やその家族の相談支援を行う中核的な支援施設とされています。稲沢市児童発達支援センターでは、障がい児に関する相談支援を実施し、児童発達支援及び保育所等訪問支援事業のサービスを提供し、障がい児通所施設等の関連機関と連携するなど、児童発達支援に関し市の中核的な役割を果たすことを目的とします。

3 これまでの検討内容について

(1) ひまわり園について

稲沢市立ひまわり園は、市が児童福祉法に基づき愛知県に指定を受けた指定障害児通所支援事業所として児童発達支援事業を提供してきました。専門性の高い支援を維持するため、令和2年度から、指定管理者制度を導入し、児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業を行い、また、障害児相談支援を実施する等、サービスの拡充を図り、児童発達支援センターに準じた支援体制を整えました。

しかし、現在のひまわり園を児童発達支援センターとして整備するには、療育の部屋が不足することや、調理室を必ず作らなければならないこと、建物や設備の老朽化等の施設整備の問題や、場所が不便であり、より多くの方に利用いただく施設としては相応しくないことから、児童発達支援センターを新たに整備し、整備先にひまわり園を移転することが想定されました。

(2) 児童発達支援センターの設置場所について

設置場所については、市内の中心部に近いこと、開設のため必要な設備、機能を備えている又は備えることができることなどから、「これからの公共施設のあり方に関する報告書」にもあるとおり、現在の奥田保育園に設置する方向で進めることになりました。

4 稲沢市児童発達支援センターの概要

(1) 施設概要

施設名称	(仮称) 稲沢市児童発達支援センター ひまわり
住所	稲沢市奥田神ノ木町11番地(奥田保育園を改修して整備)
敷地面積	3,557.43 m ²
建築面積	1,199.60 m ²
施設設備	①指導訓練室(親子通園・単独通園・医療ケア児) ②遊戯室 ③医務室 ④相談室 ⑤調理室 ⑥訓練室(作業療法・言語訓練・音楽療法) ⑦静養室 ⑧多目的室 ⑨会議室 ⑩その他 事務室・トイレなど

(2) 事業内容

ア. 児童発達支援

(ア) 親子通園

- ・親子通園による療育の提供
- ・作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士等の専門職による訓練
- ・臨床心理士や保健師による相談
- ・保護者支援としてペアレントトレーニングの実施

(イ) 単独通園

- ・保育園・幼稚園等との併用による単独通園
- ・未就園児の単独通園
- ・肢体不自由児及び医療的ケア児の単独通園

(ウ) 送迎サービス

- ・希望者に対しての車輛送迎

イ. 保育所等訪問支援

利用者が通う保育園や学校等を訪問し、利用者が集団に適應できるよう指導・助言を行う。また、保育士や教員等にも助言を行う。

ウ. 相談支援事業

障がい児に特化した相談支援事業所を併設。障害児利用支援計画の作成だけでなく、委託を受けている地域の相談支援事業所として、子どもの発達や障がいに関する一般相談や、虐待等の困難ケースにも対応する。

エ. その他

児童発達支援等に係る市の中核的な役割を担う施設として、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所及び子育て支援施設等に対し、専門的な知識・技術に基づき支援・助言を行う。

(3) 運営形態

施設整備については、市が整備し、施設運営については専門性の高い療育支援を提供するための多様な福祉専門職を常時雇用する必要があることから、「指定管理者による運営」を基本方針とする。

(4) 職員体制

施設長、管理者、児童発達支援責任者、指導員、訪問支援員、看護職員、送迎等職員、事務職員、言語聴覚士、作業療法士、音楽療法士など

5 整備に向けてのスケジュール

令和4年度	障がい児支援関係機関、団体等からの意見を踏まえながら、児童発達支援センターの整備等について検討 児童発達支援センター整備に向けた基本計画の作成
令和5年度	児童発達支援センター設計業務 奥田保育園閉園
令和6年度	児童発達支援センター（奥田保育園）改修工事 児童発達支援センター指定管理者候補者選定 ひまわり園解体工事設計
令和7年度	児童発達支援センター開所 ひまわり園解体工事